

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第6回改定 新旧対照表

ページ	(旧:令和5年4月版)	(新:令和5年10月改定)
第7条3項	<p>第7条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、約款第3条第5項で規定する委託業務着手届に、主任技術者、管理技術者及び照査技術者（特記仕様書で規定した場合）の経歴書を添付して提出しなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録機関に登録後、「登録内容確認書」の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。 	<p>第7条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 受注者は、約款第3条第5項で規定する委託業務着手届に、主任技術者、管理技術者及び照査技術者（特記仕様書で規定した場合）の資格を証する書類(合格者証・資格者証等)の写しまたは、実務経験を証明する経歴書を添付して提出しなければならない。 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録機関に登録後、「登録内容確認書」の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第6回改定 新旧対照表

経 歴 書

1 氏名及び生年月日
 氏名
 生 年 月 日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴
 卒業

4 取 得 資 格 等
 取得
 取得

5 職 歴

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

経 歴 書

1 氏名及び生年月日
 氏名
 生年月日 年 月 日

2 最 終 学 歴
 卒業

3 職 歴

業務 経 歴	勤務先	従事した業務	期 間
			年 か月
		合計	年 か月

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名